

シルバーリハビリ体操普及事業推進要項について

シルバーリハビリ体操普及事業推進要項 (県保健福祉部) H29. 3. 23	シルバーリハビリ体操普及事業推進要項に対する 考え方について(県立健康プラザ)
<p>第1 趣 旨 この要項は、茨城県内の介護予防の推進を図るため、県、市町村、関係団体等とシルバーリハビリ体操指導士(以下「指導士」という。)が連携して実施する「シルバーリハビリ体操」普及のための事業(以下「体操普及事業」という。)等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 体操普及事業等 県、市町村、関係団体が実施する体操普及事業等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指導士の自発的な意志に基づく社会貢献(以下「ボランティア」という。)活動による体操普及事業</p> <p>(2) 指導士が設立した組織(以下「指導士会」という。)等が実施する体操普及事業の開催支援</p> <p>第3 体操普及事業等の実施</p> <p>(1) 体操普及事業は、県、市町村、関係団体等若しくは指導士会等が主催するものとする。</p> <p>(2) 指導士は、自らがボランティア活動を前提に養成された趣旨を踏まえ、体操普及事業等を積極的に推進するものとする。</p> <p>第4 体操普及事業の対象者 体操普及事業の対象者は、原則として要介護状態を除くすべての高齢者とする。 ただし、体操普及事業が、シルバーリハビリ体操に関する知識と技能を有する医師、保健師、理学療法士等保健医療関係者の指導により実施される場合はこの限りでない。</p>	<p>第1 趣旨について シルバーリハビリ体操の普及を通して介護予防を推進する事業の担い手及び用語の定義について定めています。</p> <p>第2 体操普及事業について 第1の趣旨を踏まえ、地域において開催される体操普及事業には、市町村などの行政機関・社会福祉協議会などの関係機関が主催又は支援として関わる事が定められています。 したがって、介護保険施設などでシルバーリハビリ体操を指導する活動は、要項に掲げられた実施事業には当てはまらなないと考えられますので注意が必要です。 ただし、要項の制定前から当該施設で体操指導のボランティア活動を行っており、その施設と体操指導士との信頼関係が構築されている場合は、今までどおり指導を続けていって差し支えないと考えています。</p> <p>第3 体操普及事業の実施方法等について</p> <p>(1) 体操普及事業が、行政や指導士の組織などにより非営利で開催されることを定めています。</p> <p>(2) 指導士は養成の趣旨を踏まえ、ボランティア活動の実践者になります。</p> <p>第4 体操普及事業の対象者について 体操普及の趣旨が介護予防であることから、対象者は要介護状態でない高齢者とする事が原則であることが定められています。つまり、体操指導の会場まで自分で歩いて来られるような方が対象と考えています。介護度の高い方などへの対応は、理学療法士等の専門職対応となります。 ただし書きの部分は、シルバーリハビリ体操指導士養成講習会を特別受講した専門職などが、重度な要介護者への体操指導を行う際に、体操指導士を補助者として依頼するケースを想定して書かれているものです。</p>

<p style="text-align: center;">シルバーリハビリ体操普及事業推進要項 (県保健福祉部) H29. 3. 23</p>	<p style="text-align: center;">シルバーリハビリ体操普及事業推進要項の 考え方について(県立健康プラザ)</p>
<p>第5 指導士の役割</p> <p>(1) 指導士は、市町村や指導士会等が開催する体操普及事業等において、シルバーリハビリ体操を指導するものとする。</p> <p>(2) 指導士は、ボランティアとして活動するものとする。</p> <p>(3) 指導士は、体操普及事業等を実施するために、指導士の名簿が作成され、市町村及び指導士会等からの要請に基づき、必要最小限の内容で名簿が提供されることを理解するものとする。</p> <p>(4) 指導士は、県、市町村及び関係団体等から体操普及事業への協力要請があった場合、特段の事情がある場合を除き、協力するものとする。</p>	<p>第5 指導士の役割について</p> <p>(1)について</p> <p>種々の集会の場において、正しい説明を加えながらシルバーリハビリ体操を取り入れて行うことは差し支えありませんが、シルバーリハビリ体操の指導を目的に開催した会場において他の体操を行うことは、シルバーリハビリ体操との混同が生じるなど、正しい普及活動の妨げとなりますので控えてください。</p> <p>また、参加者の状態にあわせて運営方法を工夫しながら、楽しい教室を心がけてください。</p> <p>(2)について</p> <p>一部の市町村等ではボランティア活動に対するポイント制、実費弁償または定額の経費支出を定めているところもあります。</p> <p>(3)について</p> <p>体操普及事業を円滑に実施するうえで、地域の体操指導士名簿は必要不可欠なものです。この名簿は、適切に管理することとしています。</p> <p>(4)について</p> <p>ボランティア活動は強制されるべきものではありませんが、常勤の職を持たず、地域活動を行う意欲がある方が受講対象ですので、活発に活動されることを大いに期待しています。</p>
<p>第6 組織</p> <p>(1) 指導士会は、指導士相互の情報交換を円滑に進め、体操普及事業を組織的かつ効率的に推進するため、各市町村ごとに組織されるものとする。</p> <p>(2) 指導士会は、必要に応じて連合して地域単位である地域協議会及び県単位である連合会を組織するものとする。</p> <p>(3) 指導士会、地域協議会及び連合会は自主的に運営を行うものとする。</p>	<p>第6 組織について</p> <p>全市町村に組織された体操指導士会とそれらが緩やかに結びついた地域及び県単位の指導士会の関係を示しています。いずれも、各指導士が協力し、自主的に運営していただくこととなります。</p>
<p>第7 報告等</p> <p>(1) 指導士会は、各年度における指導士の活動実績を別添様式により翌年度4月末までに指導士の養成事業者あて、報告するものとする。</p> <p>(2) 活動実績の報告を受けた者は、これをとりまとめ、指導士会及び市町村に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この要項は、平成29年3月23日から施行する。</p>	<p>第7 報告等について</p> <p>体操指導士の活動実績は、各市町村指導士会でとりまとめ、県立健康プラザに報告します。健康プラザは、その実績を各市町村指導士会及び市町村等「に提供します。</p>